第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課に在籍し、組合の監査の実務についての補習を受けた者

ロ　存続全国中央会が行う資格試験に合格した後、監査事業に従事する者となるのに必要な技能を修習するため、存続中央会若しくは組織変更後農業協同組合連合会における旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課若しくは監査事業を担当する部課又は公認会計士若しくは監査法人における組合の監査を担当する部課に在籍し、組合の監査事業の実務についての補習を受けた者

ハ　組合における貸付け、債務の保証その他の資金の運用の審査に関する事務、原価計算その他の財産分析に関する事務又は内部監査に関する事務

2　次の各号に掲げる者は、農業協同組合監査士とみなす。

一　旧農業協同組合監査士に選任されていた者

二　公認会計士であって前項第二号に該当する者

3　第一項の場合において、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める者とみなす。

一　平成二十七年改正法施行前に全国農業協同組合中央会が行う資格試験に合格した者　第一項第一号に該当する者

二　平成二十七年改正法施行前に全国農業協同組合中央会が行う資格試験に合格した後、旧農業協同組合監査士となるのに必要な技能を修習するため、農業協同組合中央会において、旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課に一年以上在籍し、組合の監査の実務についての補習を受けた者　第一項第二号に該当する者

4　第一項の場合において、次の各号に掲げる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とみなす。

一　平成二十七年改正法施行前に農業協同組合中央会において旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課に在籍していた期間　存続中央会において同号の事業を担当する部課に在籍していた期間

二　平成二十七年改正法施行前に農業協同組合中央会の旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課における旧農業協同組合監査士の同号の事業に関する補助の事務に従事していた期間　第一項第三号イに規定する事務に従事していた期間

三　平成二十七年改正法施行前に農業協同組合中央会の旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課以外の部課における組合の経営の指導に関する事務に従事していた期間　第一項第三号ロに規定する事務に従事していた期間

5　第一項第一号の資格試験は、監査事業を行うに足る学識と経験を有する者を適格に選抜することを目的として行うものとし、その試験課目、試験方法及び受験資格は、存続全国中央会が農林水産大臣の承認を受けて定める。

6　第一項第二号の組合の監査事業の実務についての補習について必要な事項は、存続全国中央会が農林水産大臣の承認を受けて定める。

附　則

この省令は、令和元年九月三十日から施行する。

○経済産業省令第十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月三日

経済産業大臣　世耕　弘成

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（耐震性の確保） **第四条の二**　電気工作物（液化ガス設備（液化ガスの貯蔵、輸送、気化等を行う設備及びこれに附属する設備をいう。以下同じ。）を除く。）は、その電気工作物が発電事業の用に供される場合にあっては、これに作用する地震力による損壊により一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼすことがないように耐震性を有するものでなければならない。	［新設］